

## 大学学生懲戒等実施細則

[2014(平成26)年11月26日 制定]  
改正 2015(平成27)年 3月24日

(趣旨)

**第1条** この細則は、大学学生懲戒規程（以下「学生懲戒規程」という。）第19条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の要否の決定)

**第2条** 懲戒に相当する行為の有無、懲戒の種類及び懲戒の内容の決定にあたっては、次の事項を総合して判断する。

(1) 行為の悪質性の有無及び程度の判断

イ 非難すべき懲戒責任に相当する行為を行った学生の行為の動機、行為の意味及び結果に対する責任意識並びに行為の性質、行為の態様、行為の反復継続性及び意図的又は計画的性質の有無等を総合的に勘案して判断するものとする。

ロ 過去に懲戒を受けた学生が再び懲戒に相当する行為をし、悪質性の程度がより重いものと認められる場合は、加重した懲戒措置を相当とする。

(2) 結果と影響の重大性の有無及び程度の判断

イ 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度

ロ 人の基本的な権利・自由、社会生活における基本的な秩序又は道徳並びに公共の安全等の重要な利益に対する毀損の有無及び程度

ハ 本学学生として遵守すべき大学の秩序又は利益に対する毀損の有無若しくは程度

ニ ロ及びハの行為が、本学の使命及び正常な大学運営に対し又は広く社会に対して与えた影響の内容、性質及び程度

2 懲戒の内容及び程度の決定は、別表「懲戒処分の標準例」による。

3 別表「懲戒処分の標準例」に記載されていない場合は、同表を参考にして決定する。

(逮捕・勾留時の懲戒の処理)

**第3条** 学生が逮捕・勾留され、本学が学生本人に接見することができない場合であっても学生本人が罪状を認めている場合は、慎重に検討し懲戒処分を行うことができる。

2 前項と同様に本学が学生本人に接見することができない場合で、学生本人が罪状を否認している場合においても、大学として懲戒処分の手続を開始するかどうか慎重に検討し、開始することが妥当であると判断した場合は、裁判の推移等を考慮し、懲戒処分を行うことができる。  
(学生が所属する学生団体への処分)

**第4条** 学生懲戒規程第17条第2項に基づき、当該行為の態様及び結果において、当該行為学生が所属する学生団体との関わりが認められた場合、当該学生団体に対し、次の処分を行うことができる。

(1) 訓告 当該学生団体の関わりがあり、当該行為が悪質であるが、本学の教育又は社会に及ぼす影響が認められないとき

(2) 活動停止 当該学生団体の関わりが大きく、当該行為が悪質で、結果の重大性や本学の教育又は社会に及ぼす影響があるとき

(3) 解散 当該学生団体の関わりが特に強く、当該行為が極めて悪質で、結果の重大性や本学の

教育又は社会に及ぼす影響が大きいとき

- 2 解散処分を受ける学生団体に対し、学生部長は、当該学生団体の顧問教職員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知する。
- 3 訓告又は活動停止処分を受ける学生団体に対し、学生部長は、当該学生団体の顧問教職員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知する。
- 4 活動停止処分中の学生団体には、次の事項を認めないものとする。
  - (1) 物品の貸与
  - (2) 本学施設（講義棟・課外活動供用施設・セミナーハウス・体育施設等）の使用
  - (3) 集会、学内諸活動
  - (4) ポスター掲示、立看板の設置
  - (5) 大学名を冠して学外の団体に加入して行う学外での活動
  - (6) 学生団体名を用いたコンピュータネットワーク等での情報発信活動
- 5 活動停止の期間は原則として無期とし、学長は、活動停止処分を受けた学生団体の改悛が顕著であって解除が相当であると認められるに至ったときは、当該処分の解除をすることができる。
- 6 活動停止処分を受けた学生団体は、活動停止期間終了時に顧問教職員の副申書を添えた誓約書を学長に提出する。  
(その他の教育的指導)

**第5条** 学長は、懲戒処分のほか必要があると認めたときは、当該学生及び学生団体に対して奉仕活動等の教育的指導を命ずることができる。

#### 附 則

この細則は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

## 別表

## 懲戒処分の標準例

大学学生懲戒規程第7条における懲戒の対象となる行為		懲戒処分等の種類
犯罪行為 （刑法犯等）	殺人、強盗、誘拐、放火、傷害等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	停学又は退学
	窃盗、詐欺、恐喝、脅迫、過失致死、過失傷害等	訓告、停学又は退学
	賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等であって、刑法等に抵触する場合	訓告、停学又は退学
	わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等）又はその他の迷惑行為等であって、刑法、軽犯罪法、迷惑防止条例等に抵触する場合	訓告、停学又は退学
	麻薬、大麻、阿片、覚醒剤、違法薬物、危険ドラッグ、向精神薬等の犯罪（不正所持、使用、売買又はその仲介、及び薬物となりうる植物の栽培）等	停学又は退学
	ストーカー行為	訓告、停学又は退学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で極めて悪質な場合	停学又は退学
	コンピュータ又はネットワークの不正又は不適切な使用	訓告又は停学
犯罪行為 （交通事故犯）	その他法令に反する行為	訓告、停学又は退学
	無免許運転、飲酒運転（帮助を含む。）、暴走運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	無免許運転、飲酒運転（帮助を含む。）、ひき逃げ、暴走運転等悪質な交通法規違反により人身事故（前項に規定する事故を除く。）を起こした場合	停学又は退学
	無免許運転、飲酒運転（帮助を含む。）、当て逃げ、暴走運転等悪質な交通法規違反（人身事故を伴わない。）を起こした場合	訓告又は停学
	前方不注意等の相当な過失のある、死亡又は重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学
	前方不注意等の相当な過失のある、上記以外の人身事故を伴う交通事故を起こした場合	訓告又は停学
害人行権行為 （試験不正・論文等）	物損事故等の事故・違反の場合（ただし、反則金に該当する場合で、軽微な道路交通法違反等については対象としない。）	厳重注意
	キャンパス・ハラスマントに関する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	キャンパス・ハラスマントに関する上記以外の行為	訓告又は停学
非違行為	「大学不正行為取扱規程」第6条により過去に処分を受けた者が、同規程第2条に定める不正行為を再び行った場合	停学又は退学
	発表された論文等の盗用又は盗作（研究成果作成の際に論文やデータの捏造、改ざんを行った場合を含む。）	訓告、停学又は退学
飲酒行為	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	停学又は退学
	本学の管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	訓告、停学又は退学
	本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、失火等（結果が重大なものに限る。）	訓告又は停学
	本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	訓告、停学又は退学
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	訓告、停学又は退学
	その他、本学の信用を著しく失墜させる行為	訓告、停学又は退学
上記に加え、学長が必要と認める場合	一気飲みなど他人に飲酒を強制し、重大な事態に至った場合	停学又は退学
	未成年者自らの飲酒、又は未成年と知りながら飲酒を勧めた場合	厳重注意、訓告又は停学
	その他、飲酒等により重大な事態に至った場合	訓告、停学又は退学
学則、学生諸手続等規程及びその他本学の諸規則等に違反する行為		訓告、停学又は退学
上記に加え、学長が必要と認める場合		教育的指導